

令和2年5月27日

保護者各位

児童家庭部長

通所自粛要請期間の延長について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、学校休業が始まった3月からの長期間にわたり、学童保育所通所自粛にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止として、緊急事態宣言の期間等を踏まえて、通所自粛期間を5月31日までとしておりました。

緊急事態宣言につきましては、5月14日に千葉県等を除く39府県で解除され、25日には、すべての都道府県で緊急事態が解除されております。

しかしながら、学童保育所は家庭に比べ感染リスクが高く、感染のリスクを軽減する取り組みが引き続き必要であることから、市としましては、児童及び保護者並びに学童保育施設に勤務する職員の安全を第一に考え、以下のとおり6月30日までの期間、引き続き通所自粛のお願いをすることといたします。

つきましては、感染防止のため休業している企業にお勤めの方、親族等の協力が得られる方など家庭内保育が可能な方については、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。保護者の皆様には、ご不便をおかけしますが、引き続きの通所自粛のご協力をお願いいたします。

1. 登所自粛要請期間

令和2年6月30日（火）まで

※ 今後の感染状況等を踏まえて、通所自粛要請期間の再々延長や、学童保育施設の休所を検討させていただきます。

2. 6月分の学童保育料について

6月1日から30日までの期間、感染予防のため学童保育所への通所を自粛する場合は、特例として6月分の学童保育料を免除します。

3. 通所自粛に伴う免除手続きについて

(1) 通所自粛の連絡

通所を自粛する場合は、児童家庭課又は所属する学童保育所に、6月5日（金）までにご連絡ください。※期日後の連絡は、免除となりませんのでご注意ください。

(2) 「休所願い」の提出

- ① 4月又は5月に提出している方で、6月も自粛を継続する場合は、児童家庭課又は所属する学童保育所へ連絡をいただければ「休所願い」の提出は不要です。
- ② 6月から休所する場合は、市ホームページに「休所願い」の様式がありますので、その様式を使用し、必要事項を記入のうえ、6月5日（金）までに児童家庭課へ提出（郵送可、当日消印有効）してください。